

千葉県告示第13号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年1月9日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年1月9日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
千葉港黒砂台線	中央区新千葉二丁目2番37から 中央区新千葉一丁目4番17まで	前	87.75～95.13	6.0
		後	90.76～98.14	